

政令第三百八十八号

国家公務員法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十年十二月三十一日とする。